

レクサスカードの会員規約・規定・特約の改定について

2024 年 1 月 4 日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

レクサスカードの会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

- ①LEXUS CARD（個人用）
- ②LEXUS ETC CARD（個人用）
- ③LEXUS CARD（法人用）
- ④LEXUS ETC CARD（法人用）

2. 効力発生日

2024 年 4 月 1 日より改定後の規約等が適用となります。

なお、「規約の変更」に係る条項およびポイントプラス規定は 2024 年 1 月 4 日より改定後の内容が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。改定後の規約等(全文)につきましては、2024 年 4 月 1 日頃、LEXUS FINANCIAL SERVICES WEB サイトに掲載の予定です。

債務の弁済に要する費用に関する条項の改定の背景や詳細につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

(1)上記 1. ①の会員規約

改定前	改定後
第 14 条（費用・公租公課等の負担）	第 14 条（費用・公租公課等の負担）
2. 当社に対するカード利用代金（キャッシング・カードローンにかかるものは除く）等の支払に要する費用は、本人会員において負担するものとします。	2.本人会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務(キャッシング・カードローンにかかるものは除く)の弁済に要する費用を負担します。
3. 本人会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 220 円（税込み）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円（税込み）を、当社に対し別に支払うものとします。	3. ショッピングに基づき本人会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、本人会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、本人会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のものを、当社に対して支払います。
第 24 条(規約の変更)	第 24 条(規約の変更)
当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予めレクサスファイナンスサービスホームページに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。	当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め 当社 WEB サイト に公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。
-ポイントプラス規定- 第 1 条(規定の目的)	-ポイントプラス規定- 第 1 条(規定の目的)
2. 当社は、必要と認めるときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は予めまたは事後に、レクサスファイナンスサービスホームページに公表する方法その他の相当な方法によって法人会員にお知らせします。	2. 当社は、必要と認めるときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は予めまたは事後に、 当社 WEB サイト に公表する方法その他の相当な方法によって法人会員にお知らせします。

(2)上記 1. ②の利用規定

改定前	改定後
第 16 条(規約の変更)	第 16 条(規約の変更)
当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、予めレクスファイナンスサービスホームページに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。	当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、予め 当社 WEB サイト に公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

(3)上記 1. ③の会員規約

改定前	改定後
第 3 条 (カード利用等にかかる責任)	第 3 条 (カード利用等にかかる責任)
3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のクレジットカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成 20 年 3 月 1 日以降入会・変更等によりカード使用者となった会員には適用されないものとします。	3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のクレジットカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成 20 年 3 月 1 日以降入会・変更等によりカード使用者となった、 法人会員の代表権を有する者 には適用されないものとします。
新設	9.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 14 条が準用されることを承諾します。
第 14 条 (費用・公租公課等の負担)	第 14 条 (費用・公租公課等の負担)
1. 当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1.会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 会員は、ショッピングに基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 220 円 (税込み)、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円 (税込み) を、当社に対し別に支払うものとします。	2.ショッピングに基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担しまたは負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。
3. 本人会員は、第 10 条第 2 項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき当社が都度提示するサービス利用料 (実費相当額) を、当社に対し別に支払うものとします。	3. 会員 は、第 10 条第 2 項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき当社が都度提示する サービス利用料 (実費相当額) を、当社に対し別に支払うものとします。
第 24 条(規約の変更)	第 24 条(規約の変更)
当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等 (本条において、以下「本規約等」という) を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予めレクスファイナンスサービスホームページに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。	当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等 (本条において、以下「本規約等」という) を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め 当社 WEB サイト に公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。
-ポイントプラス規定- 第 1 条(規定の目的)	-ポイントプラス規定- 第 1 条(規定の目的)
2. 当社は、必要と認めるときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は予めまたは事後に、レクスファイナンスサービスホームページに公表する方法その他の相当な方法によって法人会員にお知らせします。	2. 当社は、必要と認めるときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は予めまたは事後に、 当社 WEB サイト に公表する方法その他の相当な方法によって法人会員にお知らせします。

(4)上記 1. ④の会員規約

改定前	改定後
第 4 条 (カード利用等にかかる責任)	第 4 条 (カード利用等にかかる責任)
3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者の ETC カード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成 20 年 3 月 1 日以降入会・変更等によりカード使用者となった会員には適用されないものとします。	3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者の ETC カード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、平成 20 年 3 月 1 日以降入会・変更等によりカード使用者となった、 法人会員の代表権を有する者 には適用されないものとします。
新設	9.連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 14 条が準用されることを承諾します。
第 14 条 (費用・公租公課等の負担)	第 14 条 (費用・公租公課等の負担)
1. 当社に対する ETC カードの利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。	1.会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 220 円 (税込み)、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円 (税込み) を、当社に対し別に支払うものとします。	2.ETC カードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員が当該債務を弁済するための費用を当社が負担または負担する場合には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のもの、当社に対して支払います。
第 23 条(規約の変更)	第 23 条(規約の変更)
当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他の ETC カード取引に係る規約・規定・特約等 (本条において、以下「本規約等」という) を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予めレクサスファイナンスサービスホームページに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。	当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他の ETC カード取引に係る規約・規定・特約等 (本条において、以下「本規約等」という) を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め 当社 WEB サイト に公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

以上